

神奈川県介護予防事業市町村支援委員会の専門部会の設置及び運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県介護予防事業市町村支援委員会(以下「介護予防委員会」という。)に設置される専門部会(以下「部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 部会は、専門的な見地から、介護予防委員会の所掌事項の円滑な協議を図ることを目的として設置する。

(部会の種類)

第3条 部会は1部会とし、「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」、「栄養改善」、「閉じこもり・認知症・うつ」を一体的に協議する。

(所掌事務)

第4条 部会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
- (2) 介護予防関連事業に関するその他必要な事項

(構成員等)

第5条 部会の構成員は、介護予防委員会の指定する介護予防委員会の委員及び介護予防に関する団体等の関係者をもって構成する。

(任期)

第6条 部会員の任期は、介護予防委員会の委員に準ずるものとする。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定めるものとし、任期は、特に定めのない限り各部会員としての任期になる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(意見の聴取)

第9条 部会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第11条 部会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。